

【 令和6年度戸田市入学準備金貸付制度のあらまし 】

(令和7年4月入学予定者対象)

戸田市では、高等学校、専修学校及び大学に入学を希望する生徒・学生の保護者のうち、入学準備金の調達が困難な方に、選考の上、入学準備金の貸付を行う制度があります。

- ・ 受験前でも申請可能です。
- ・ 申請から貸付まで2ヶ月程度かかりますので、貸付希望の方は時間に余裕をもって申請してください。(貸付は入学する学校が決定した後です。)

1 申請条件

① 対象となる学校等の条件

高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程：正規の課程が2年以上）、大学、短期大学または専修学校（専門課程：正規の課程が2年以上）に入学を希望する者の保護者であること。(大学院は対象外です。)

入学を希望する者が、中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学及び短期大学を卒業して2年を経過していないこと。

② 居住の条件

戸田市内に居住していること。

③ 市税完納の条件

世帯全員が市税等を完納していること。

④ 以下の条件に全て当てはまる連帯保証人をたてられること。

- (1) 戸田市内に居住(※1)
- (2) 申請者と別世帯の独立の生計を営む満18歳以上
- (3) 市税等が課されており、完納している方で債務を弁済し得る資力があると認められる方。(成年被後見人、被保佐人、破産の宣告を受けている方は対象になりません。)

※1 戸田市内に連帯保証人がいない場合は、1都6県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）に居住されている方も同様の条件で連帯保証人の資格を有することができます。

⑤ 世帯の所得が低く、入学準備金の調達が困難であること。

原則として同一世帯の市区町村民税課税標準額(※2)の合計額が500万円未満の世帯であること。

※2 課税標準額とは、所得金額から所得控除額を引いたもので、特別徴収税額の決定通知書または納税通知書に金額が記載されています(年収の額とは異なります。)

2 貸付額

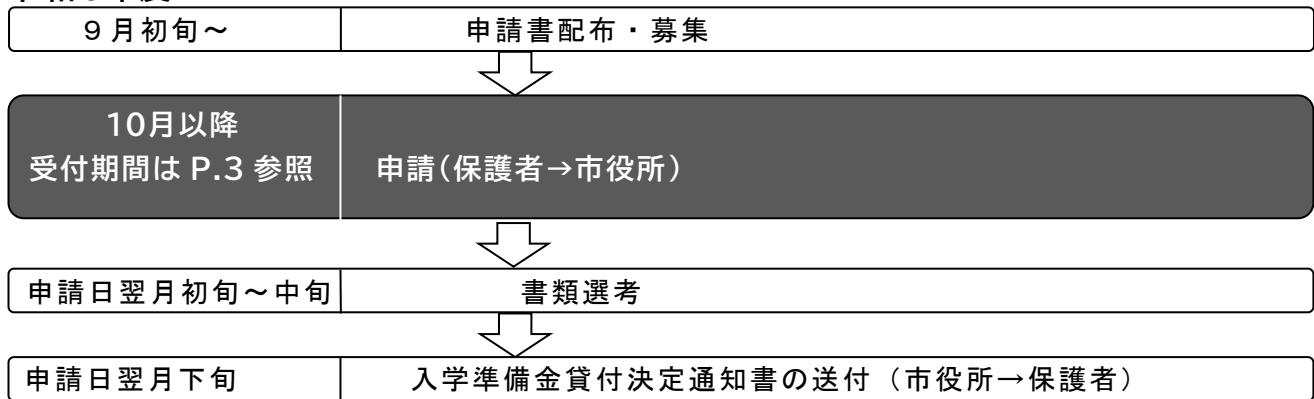
高等学校、高等専門学校、 専修学校（高等課程）	国公立	300,000円
	私立	500,000円
大学、短期大学、 専修学校（専門課程）	国公立	400,000円
	私立	600,000円

3 返済方法

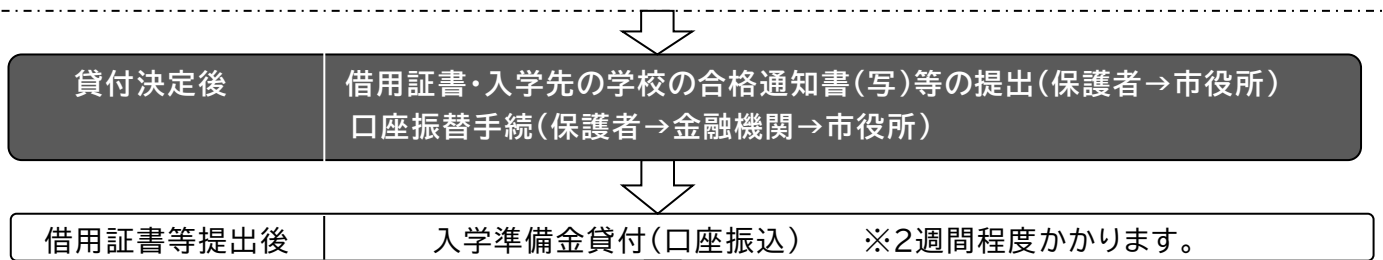
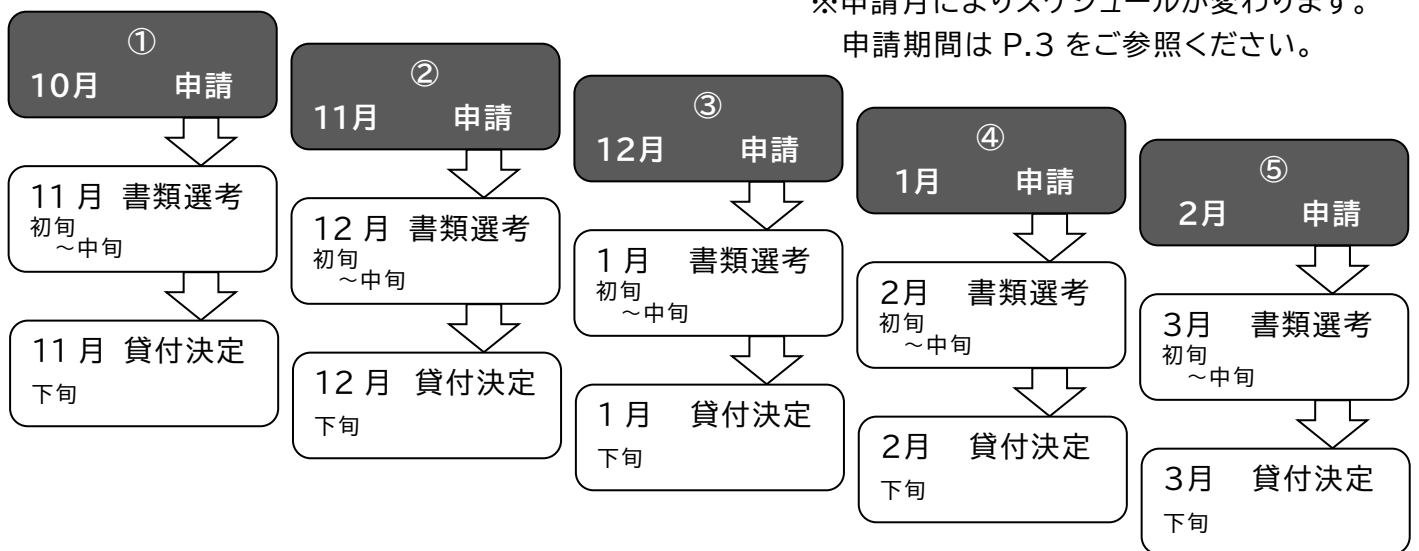
貸付決定した翌年度の10月から、月額10,000円ずつの月払いでご返済いただきます。返済額に利子は付しません。(返済金額の増額、一括返済は可能です。)

4 申込みから貸付決定・貸付・返済までの流れ

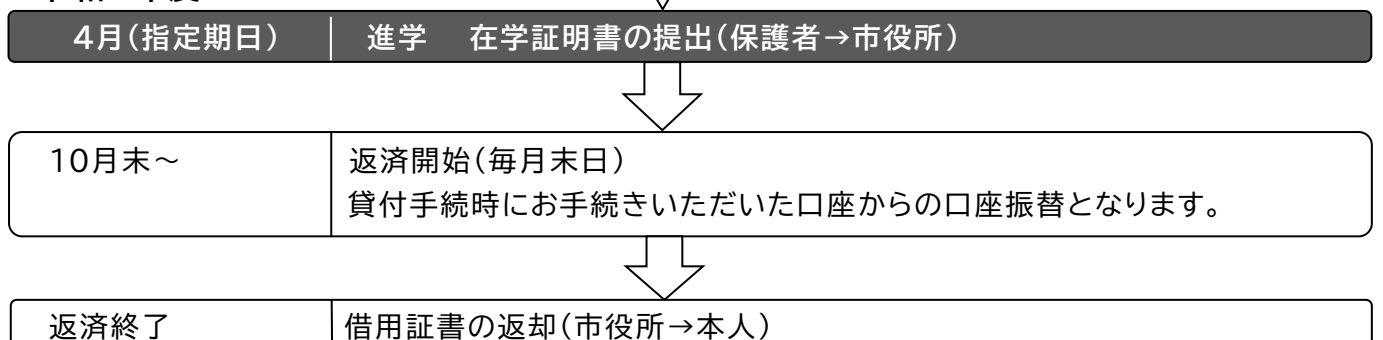
令和6年度



※申請月によりスケジュールが変わります。
申請期間は P.3 をご参照ください。



令和7年度



5 令和6年度申請書受付期間

『広報戸田市』募集記事掲載	令和6年 9月号
申請書配付開始	令和6年 9月 2日(月)～
申請書受付期間	① 令和6年10月 1日(火)～10月31日(木)
	② 令和6年11月 1日(金)～11月29日(金)
	③ 令和6年12月 2日(月)～12月27日(金)
	④ 令和7年 1月 6日(月)～ 1月31日(金)
	⑤ 令和7年 2月 3日(月)～ 2月28日(金)

6 申請時提出書類 (提出先は戸田市役所3階教育総務課です。)

～各市町村で証明書を取得する際は、時間に余裕をもってお手続きください。～

① 入学準備金貸付申請書 (第1号様式)	教育総務課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで配布します。 (ホームページからもダウンロードできます。)
② 家庭票(第2号様式)	
③ 卒業見込証明書または 卒業証明書	学校に申請してください。 ※高等学校等卒業程度認定試験の合格者については、 合格証明書を提出してください。
④ 未納税額がないことを明らかにする証明書(※3) (1) 申請者の世帯全員分 (2) 連帯保証人分 【最新のもの】 (非課税のため証明書が出ない場合は、申請時にその旨をお伝えください。)	【戸田市内に居住している方】 収納推進課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで市税完納証明書を取得し提出してください。 【戸田市外に居住している方】 <u>別紙「連帯保証人が戸田市外の方の場合」</u> をご参照ください。 自治体によっては、証明書発行のために特別な手続きが必要な場合もあるようです。その場合は、証明書発行窓口の担当者に、教育総務課へご連絡するよう依頼してください。
⑤ 課税証明書(※4) (1) 申請者の世帯全員分 (2) 連帯保証人分 【最新のもの】 (申請者の世帯のうち非課税の方については、非課税証明書を提出して下さい。)	【戸田市内に居住している方】 市民税課、美笹支所または戸田公園駅前行政センターで申請して下さい。 【戸田市外に居住している方】 お住まいの市区町村の証明書発行担当窓口へ申請してください。

※3、4【申請時提出書類について】

④及び⑤の書類は、戸田市民の方で入学準備金貸付申請書に個人番号(マイナンバー)を記入した場合、提出不要となります(一部例外あり)。詳しくは、別紙「個人番号を記入して入学準備金貸付申請を行う際の注意事項について」をお読みください。

7 貸付の決定

選考委員会にて、予算の範囲内で貸付者を決定します。申請により貸付が決定されるものではありません。結果は貸付の可否にかかわらず郵送で通知します。

※ 貸付が決定された方には、借入手続の書類（借用証書、口座振込払依頼書等）を同封いたします。

※ 貸付実施自体は入学する学校が決定した後となりますのでご注意ください。

8 貸付実施

入学する学校が決定し、借入手続の書類をご提出いただいた後に貸付を実施します。借入手続の書類のご提出から貸付までには2週間程度かかります。

9 留意事項

◆公立学校と私立学校を併願する方へ

公立学校と私立学校を併願する場合、申請書の「貸付申請額」欄には私立学校の貸付額を記載してください。

ただし、入学する学校が公立学校に決定した場合、公立学校の貸付額となります。

このため、公立学校と私立学校を併願する場合、公立学校の合否を確認してからの借り入れとなりますのでご注意ください。

進学後、在学証明書をご提出いただく際に、借入額の貸付区分に相違がないか確認をさせていただきます。誤って多く借り入れていることが分かった場合は、差額を即時に戻入していただきますのでご了承ください。

◆貸付の辞退について

貸付が決定した後に入學準備金の貸付を希望しなくなった場合は異動届を提出していただく必要がございます。

◆入学準備金の返還について

貸付けの決定後、申請条件に該当しなくなった場合（戸田市外への転出、生徒が入学しなかった等）は、事実の確認が取れた時点で貸付金全額を一括返済していただくこととなりますのでご了承ください。

お問い合わせ 戸田市教育委員会 教育総務課 総務担当

電話：048-441-1800（内線 305）

F A X：048-443-9033

E-mail：kyo-somu@city.toda.saitama.jp